

## 工事検査について

公共工事に求められる品質を十分にご理解のうえ、今年度の検査が円滑に実施できますよう、貴社の受検体制の更なる充実にご配慮いただきますようお願いいたします。  
また、下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 施工計画書の作成について

施工計画書の作成にあたっては、設計図書の内容並びに現場の状況に即した内容で作成すると共に、必ず工事着手前に提出をし、監督員の承諾を得てください。

また、作成した施工計画書に基づく現場施工・管理にご留意願います。

昨年度の検査時においては、

- ・ 出来形管理や、品質管理における管理項目の不足や規格値の誤り。
- ・ 工種の変更や追加が生じたにもかかわらず、変更施工計画書が作成されていない。

等の不備について指摘をさせていただきました。施工計画書は現場施工・管理の根拠となることから、工事着手前の提出を徹底すると共に、施工計画書の内容についても十分に精査したうえでの作成をお願いいたします。

#### 2. 下請契約について

下請契約とは、建設工事の全部又は一部の完成を目的として締結する請負契約となります。つきましては、建設業法等の根拠法令に基づき、適正に締結するようお願いいたします。

また、建設業法 22 条においては、一括下請負を禁止としていることから、下請負業者の行う工事への実質的な関与と、適正な施工管理に努めていただくようお願いいたします。

#### 3. 工事記録の作成について

工事の実施にあたり、契約図書と現場の相違や疑義等が生じた場合は、工事記録を作成し協議等を行うこととなっております。

特に、契約変更を伴う重要な事गरらについては、必ず工事記録を整備するようお願いいたします。